

熊本県情報公開審査会の答申(平成16年1月21日付け答申第81号)の概要

1 事案の概要

- (1) 平成15年3月13日、熊本県教育委員会に対して「昭和61年以降に実施された『実習助手採用試験(理科、水産)』の問題」の開示請求があった。
- (2) 平成15年3月27日、この請求に対して教育委員会(学校人事課)は、開示請求に係る行政文書として、平成13年度(水産)と平成14年度(理科)の実習助手採用試験の問題を対象文書として特定し、不開示決定を行った。
- (3) 平成15年4月24日、開示請求者から異議申立てが行われた。
- (4) 平成15年5月1日、教育委員会は、この異議申立ての取扱いについて熊本県情報公開審査会に諮問を行った。
- (5) 今回の答申は、この諮問に対するものである。

2 争点

当該文書を開示することにより、採用試験の目的が阻害され、公正かつ円滑な採用選考の実施が困難になるか。(旧条例第8条第8号及び条例第7条第6号に規定する不開示情報に該当するか。)

3 当事者の主張の要旨

異議申立人の主張の要旨	実施機関の主張の要旨
<p>本件不開示決定は、教員採用試験問題を開示すべきとした平成14年10月11日付け最高裁第二小法廷判決に反する。</p> <p>過去に受験した者は試験対策をとれるが、受験したことがない者はどんな準備をしたらよいか分からない。採用試験は公平であるべき。</p>	<p>一般教養試験については基礎的な分野から原理、原則にかかわる問題を出すようにしており、過去の問題を開示することにより、出題範囲や問題の内容の傾向を容易に予想させることとなる。</p> <p>専門考査については出題範囲が限られることから、市販の問題集等が普及していない現状では、受験者の受験準備に大きな影響を与える。また、問題を開示することにより出題範囲の問題が容易に予想され、実習助手の採用に関して公平かつ公正な評価ができなくなる。</p>

4 答申の概要

(1) 審査会の結論

実施機関が不開示とした本件行政文書については、開示することが妥当である。

(2) 審査会の判断の要旨

ア 一般教養試験問題について

問題を開示すれば、基礎的な教科から出題されることは判明することになるが、そのことが判明したからといって試験の目的を阻害するものとは考えがたい。

また、問題を開示することにより出題範囲が容易に推測されることとなるという実施機関の主張は首肯しがたい。

問題の内容の傾向が容易に予測されるという点については、基礎的な素養や柔軟な思考力の判定を目的として原理、原則にかかわる問題を出題することが一般教養試験の趣旨であるならば、そのことが受験者に対して明らかになったとしても、試験を実施する目的を損ねるとは考えがたい。

イ 専門考査問題について

主として実験実習にかかわる問題が出題されており、したがって出題の範囲がある程度限られてくるという事情は認められるが、

現在においても、過去に受験した者は出題範囲の傾向を知っているか、又は少なくとも知りうる立場にある。

開示請求は広く誰でも行うことが可能であり、制度的には誰にでも請求する機会が保障されている。

開示した場合に、實際上、不公平さが残る可能性を取り去ろうとするなら、開示した問題について広く情報提供を行うという手法も取り得るところである。

これらのことを併せ考えれば、特定の者に有利になるので公平かつ公正な評価ができなくなるという実施機関の主張には同意できない。

また、

実験実習にかかわる知識を問うことが専門考査の趣旨であるならば、出題の範囲が明らかとなり、その結果、受験しようとする者の事前準備がその分野に集中したとしても、試験の趣旨を損ねることにはならない。

出題の範囲が明らかとなることにより、総体的に受験生の得点能力が高くなるから、合格を望む受験者としてはより詳しい知識あるいは関連のある分野の知識を積むことなどを要請される結果ともなる。

以上のことを併せ考えれば、問題を公開することにより、公平かつ公正な評価ができなくなるとの実施機関の見解には賛同できない。

以上から、本件行政文書は、旧条例第8条第8号及び条例第7条第6号には該当しないものとして、開示することが相当であると考えらる。

諮問実施機関	：熊本県教育委員会（学校人事課）
諮問日	：平成15年5月1日
答申日	：平成16年1月21日（答申第81号）
事案名	：実習助手採用試験問題の不開示決定に関する件（平成15年諮問第117号）

答 申

第1 審査会の結論

熊本県教育委員会（以下「実施機関」という。）が不開示とした「平成11年以降に実施された『実習助手採用試験（理科・水産）』の問題」（以下「本件行政文書」という。）については、開示することが妥当である。

第2 諮問に至る経過

1 平成15年3月13日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関及び熊本県人事委員会に対し、「昭和61年以降に実施された『図書館司書採用試験』と『実習助手採用試験（理科、水産、司書）』の問題と正答表及び論文試験問題」について行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 平成15年3月27日、実施機関は、開示請求に係る行政文書として、平成11年以降に実施された「実習助手採用試験（理科・水産）」の問題

昭和61年から平成10年までに実施された「実習助手採用試験（理科・水産）」の問題

昭和61年以降に実施された「実習助手採用試験（司書）」の問題等

昭和61年以降に実施された「実習助手採用試験（理科・水産）」の

正答表及び論文試験問題

を特定し、 については、条例による全部改正前の熊本県情報公開条例（昭和61年熊本県条例第37号。以下「旧条例」という。）第8条第8号及び条例第7条第6号に該当することを理由に不開示決定を行い、 ~ については、不存在による不開示決定を行った。

また、平成15年3月24日、熊本県人事委員会は、開示請求に係る行

政文書として、

昭和61年以降に実施された「図書館司書採用試験」の問題と正答表及び論文試験問題を特定し、不存在による不開示決定を行った。

3 平成15年4月24日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、上記2 の不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 平成15年5月1日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件不開示決定を取り消すことを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件不開示決定は、平成14年10月11日付け最高裁第二小法廷判決に反するものである。

(2) 過去に受験した者は試験対策をとれるが、受験したことのない者はどんな準備をしたらよいか分からない。公平であるべき採用試験でこんな不公平は許されない。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による説明で述べている内容の要旨は、おおむね次のとおりである。

1 実習助手採用試験について

実習助手とは、学校教育法第50条により、高等学校に配置することが認められており、その職務は「実験又は実習について、教諭の職務を助け

る。」と規定されている。

実施機関が所管する県立学校においては、理科、農業、工業、商業、水産、特殊教育の各教科に実習助手を置いている。実習助手の採用試験は各教科にわたり毎年度必ず行われているわけではなく、最近では、理科については平成14年度採用選考試験、水産については平成13年度採用選考試験で実施されている。

なお、問題の作成は実施機関の職員が行っている。

2 旧条例第8条第8号及び条例第7条第6号該当とした理由

実習助手採用試験は、一般教養試験と専門考査から構成されており、一般教養試験は、公務員としての職務遂行に必要な基礎的な素養や柔軟な思考力の判定を目的に、細かい知識を問うことなく、基礎的な分野から原理、原則にかかわる問題を出すようにしており、過去の問題を開示することにより、出題範囲や問題の内容の傾向を容易に予想させることとなる。

専門考査は、実習助手の職務内容が限定されていることから、試験の内容についても、過去に出題したものと類似した問題を出題せざるを得ない。

特に理科・水産分野での専門考査は、実験実習にかかわる範囲内での出題となり出題範囲が限られてくるので、出題例を編集した市販の問題集等が普及していない現状では、過去の問題について受験対策をした受験生が有利になるなど、受験者の受験準備状況に大きな影響を与える。また、問題を開示することにより出題範囲の問題が容易に予想され、実習助手の採用に関して公平かつ公正な評価ができなくなる。

以上より、実習助手の採用選考考査問題を開示することにより採用試験の目的を阻害し、公正かつ円滑な採用選考の実施が著しく困難になるため、旧条例第8条第8号及び条例第7条第6号に該当する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件行政文書の内容を見分した上で、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容から、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関が理科及び水産の教科について実習助手の採用試験を実施するために作成した筆記試験の問題であり、各教科共通の一

一般教養試験と各教科ごとの専門考査から構成されている。

本件行政文書は、平成13年度の一般教養試験問題と水産の専門考査問題及び平成14年度の一般教養試験問題と理科の専門考査問題の4種の文書である。

なお、筆記試験の内容として、平成13年度及び平成14年度の採用選考試験実施要項には、「一般教養（高校卒業程度）、学科等に関する基礎知識」と記載されている。

2 旧条例第8条第8号及び条例第7条第6号該当性について

- (1) 旧条例第8条第8号及び条例第7条第6号は、不開示情報として、それぞれ「県又は国等が行う（中略）事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるもの、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの又は県の行政の公正若しくは円滑な運営に著しい支障が生ずることが明らかなもの」、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、（中略）当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

これらの規定の趣旨は、開示することにより、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報が記録されている行政文書については、不開示とすることを定めたものである。

以下、本件行政文書がこれらの条例の規定に該当するかどうか検討する。

- (2) まず、本件行政文書に記録されている情報が「県が行う事務事業に関する情報」に該当するか否かについて検討する。

本件行政文書に記録されている情報は、実施機関が実習助手の採用のため実施する試験問題に関する情報であり、「県が行う事務事業に関する情報」に該当すると認められる。

- (3) 次に、当該情報が記録されている本件行政文書を開示することにより、採用試験の目的が阻害され、公正かつ円滑な採用選考の実施が著しく困難になるとの実施機関の主張について検討する。

ア 本件行政文書のうち一般教養試験問題について、実施機関は、公務員としての職務遂行に必要な基礎的な素養や柔軟な思考力の判定を目

的として、基礎的な分野から原理、原則にかかわる問題を出題することから、過去の問題を開示すると出題範囲や問題の内容の傾向が容易に予想されることとなるため、採用試験の目的を阻害し、公正かつ円滑な採用選考の実施が著しく困難になると主張している。

本件行政文書のうち一般教養試験問題について見分したところ、実施要項に試験内容として「一般教養（高校卒業程度）」と示されているところに従い、一般に高等学校で履修する各教科中、基礎的教科から原理、原則にかかわる問題が出題されているものと認められる。

したがって、問題を開示すれば、基礎的な教科から出題されることは判明することになるが、基礎的な教科から出題することが試験の趣旨であるならば、そのことが判明したからといって試験の目的を阻害するものとは考えがたい。

また、原理、原則にかかわる問題を出題するとしても、各出題教科において、原理、原則にかかわる事項が特定の範囲に集中して含まれているものとは考えられないから、この点においては、問題を開示することにより出題範囲が容易に推測されることとなるという実施機関の主張は首肯しがたい。

問題の内容の傾向が容易に予測されるという点については、確かにこれらの文書を開示すれば、問題の内容として、原理、原則を中心とした基礎的な事項の問題が出題される傾向にあることが判明するとも言える。しかし、基礎的な素養や柔軟な思考力の判定を目的として原理、原則にかかわる問題を出題することが一般教養試験の趣旨であるならば、そのことが受験者に対して明らかになったとしても、試験を実施する目的を損ねるとは考えがたい。

イ 本件行政文書のうち専門考査問題について、実施機関は、実習助手の職務内容が限定されていることから、試験の内容についても、過去に出題したものと類似した問題を出題せざるを得ず、特に理科・水産分野での専門考査は、実験実習にかかわる範囲内での出題となり出題範囲が限られてくるので、出題例を編集した市販の問題集等が普及していない現状では、過去の問題について受験対策をした受験生が有利になるなど、受験者の受験準備状況に大きな影響を与える。また、問題を開示することにより出題範囲の問題が容易に予想され、実習助手

の採用に際して公平かつ公正な評価ができなくなる、と主張している。

本件行政文書のうち専門考査問題について見分したところ、主として実験実習にかかわる問題が出題されており、したがって出題の範囲がある程度限られてくるという事情は認められる。そうすると、問題を開示すると開示を受けた特定の者が有利になるとの主張が成立するかにも見えるが、これに対し次のような事情も考えられる。

開示を行っていない現在においても、過去に受験した者は出題範囲の傾向を知っているか、又は少なくとも知りうる立場にあった。

開示請求は広く誰でも行うことが可能であり、制度的には誰にでも請求する機会が保障されている。

開示した場合に、實際上、不公平さが残る可能性を取り去ろうとするなら、開示した問題について広く情報提供を行うという手法も取り得るところである。

これらのことを併せ考えれば、特定の者に有利になるので公平かつ公正な評価ができなくなるという実施機関の主張には同意できない。

また、開示することにより出題範囲が容易に推測される結果、公平かつ公正な評価ができなくなるとの主張についてであるが、確かに、開示することにより、出題の範囲や出題の観点の傾向がある程度読み取れることとなり、受験しようとする者の事前準備状況が変わるかも知れないという可能性は、否定することはできない。

しかし、一方で、次のような事情も考えられる。

実験実習にかかわる知識を問うことが専門考査の趣旨であるならば、出題の範囲(主に実験実習にかかわる範囲から出題されること)が明らかとなり、その結果、受験しようとする者の事前準備がその分野に集中したとしても、試験の趣旨を損ねることにはならない。

出題の範囲が明らかとなることにより、受験者の事前準備がその範囲に集中するとすれば、総体的に受験生の得点能力が高くなるから、合格を望む受験者としてはより詳しい知識あるいは関連のある分野の知識を積むことなどを要請される結果ともなる。

以上のことを併せ考えれば、問題を公開することにより出題範囲が容易に予想されることとなる結果、公平かつ公正な評価ができなくなるとの実施機関の見解には賛同できない。

(4) 以上からすると、本件行政文書を開示することは受験者の資質適性等

について適正な評価を行うという採用選考試験の目的の達成に支障を及ぼすという実施機関の主張は相当ではなく、旧条例第8条第8号及び条例第7条第6号には該当しないものとして、開示することが相当である。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	益田敬二郎
委	員	大江 正昭
委	員	林田美恵子
委	員	前田 和美
委	員	渡邊 榮文

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年 5月 1日	諮問(第117号)
平成15年 6月 4日	実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成15年 9月10日	諮問の審議
平成15年10月 2日	諮問の審議
平成15年11月 6日	実施機関からの説明聴取
平成15年12月17日	諮問の審議